

平成16年第1回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成16年5月11日（火）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

（追加議事日程1）

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 副議長の選挙

日程第6 常任委員の選任

日程第7 議会運営委員の選任

日程第8 承認第3号 瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第9 承認第4号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第10 承認第5号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第11 承認第6号 中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第12 承認第7号 農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第13 承認第8号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第14 議案第37号 瑞穂市監査委員の選任について

日程第15 議案第38号 瑞穂市行政改革推進委員会設置条例について

日程第16 議案第39号 瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第40号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 もとす広域連合議員の選挙について

日程第19 農業委員の推薦について

( 追加議事日程 2 )

追加日程第 1 議会運営委員会の継続調査の件

本日の会議に出席した議員

1 番	安 藤 由 庸	2 番	篠 田 徹
3 番	若 園 五 朗	4 番	広 瀬 時 男
5 番	熊 谷 祐 子	6 番	松 野 藤 四 郎
7 番	浅 野 楔 雄	8 番	堀 孝 正
9 番	桜 木 ゆう子	10 番	小 川 勝 範
11 番	小 寺 徹	12 番	藤 橋 礼 治
13 番	山 本 訓 男	14 番	広 瀬 捨 男
15 番	星 川 睦 枝	16 番	棚 瀬 悦 宏
17 番	土 屋 勝 義	18 番	澤 井 幸 一
19 番	西 岡 一 成	20 番	山 田 隆 義

本日の会議に欠席した議員 ( なし )

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	松 野 幸 信	助 役	福 野 寿 英
収 入 役	河 合 和 義	教 育 長	今 井 恭 博
市長公室長	青 木 輝 夫	総 務 部 長	関 谷 巖
市民部長	松 尾 治 幸	都市整備部長	水 野 年 彦
水道部長	松 野 光 彦	教 育 次 長	福 野 正
行政推進チーム 総 括 課 長	松 井 善 勝		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊 田 正 利	書 記	広 瀬 照 泰
書 記	古 田 啓 之		

開会及び開議の宣告

議会事務局長（豊田正利君） 皆様、おはようございます。

議会事務局長の豊田と申します。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。ついては、年長の広瀬捨男議員を御紹介申し上げます。

〔 14 番 広瀬捨男君議長席に着席 〕

臨時議長（広瀬捨男君） ただいま紹介をされました広瀬捨男でございます。地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は 20 人であり、定足数に達しております。

これより平成 16 年第 1 回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第 1 仮議席の指定

臨時議長（広瀬捨男君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

日程第 2 議長の選挙

臨時議長（広瀬捨男君） 日程第 2、議長の選挙を行います。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前 9 時 11 分

再開 午前 10 時 20 分

臨時議長（広瀬捨男君） ただいまの出席議員数は 20 人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長選挙に当たり、議長に立候補される方の挙手を求めます。

〔 立候補者挙手 〕

臨時議長（広瀬捨男君） 立候補される方が 2 名おられますので、それぞれ所信表明をしていただきたいと思います。所信表明をする順序をくじによって定めたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

臨時議長（広瀬捨男君） 異議なしと認めます。

まずくじを引く順序を定めるくじを引いていただき、次に所信表明をする順序を定めるくじを引いていただきます。

それでは、立候補される方は壇上にてくじを引いてください。ちなみに1番くじを引かれた方が優先といたします。

くじを引く順序を定めるくじを引いてください。

〔立候補者くじ引き〕

臨時議長（広瀬捨男君） 土屋勝義君が1番、堀 孝正君が2番でありました。

次に、所信表明をする順序を定めるくじを引いてください。

〔立候補者くじ引き〕

臨時議長（広瀬捨男君） 土屋勝義君が1番、堀 孝正君が2番でした。

土屋勝義君から所信表明を行っていただきます。

17番（土屋勝義君） 土屋勝義でございます。

本年度実施の議会の初めでありまして、それに際しての議長に立候補させていただきます。

公約といたしましては、議会の活性化、また市の発展を願い、執行部と切磋琢磨しながら、皆様とともに考えていきたいと、こんなことを思っております。その思いをしながら、皆様に協力いただきながら進めていきますので、よろしくお願いを申し上げます。

臨時議長（広瀬捨男君） 8番 堀 孝正君、お願いします。

8番（堀 孝正君） このたびの瑞穂市議会の選挙に当たりまして、私も当選をさせていただきました。その初議会の議長を決めます議長選挙に立候補させていただきました堀孝正でございます。立候補に当たりまして、私の所信の一端を申し述べたいと思っております。

行政の果たす役割は、地域社会の均衡化した発展と住民の福祉の向上を図ることです。そこにおきます議会の地位は、住民を代表する、いわゆる地方公共団体の意思決定機関でございます。このことから、明らかに地方公共団体の長は議会の議決を経た上でもろもろの事務を執行することとされており、独断専行を許さない建前がとられ、議会の地位の重要性を示すものでございます。議会が住民の福祉を考え、住民の立場に立って判断をしなくてはならないかを教えておるものでございます。

そして、議会の果たす使命とは、一つには地方公共団体の具体的政策を最終的に決定することであり、もう一つはその決定したことを議会が政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理、また事業の実施がすべて適法・適正に、しかも公平・効率的、そして民主的になされているかどうかを判断し、そして監視をすることです。その議会を代表するのが議長であり、議長の地位は議会全体の権威と結びつくものでございます。地方分権化は地方が自立をしていきなさいよということで、これからの議会は調査・研究、研修を重ね、勉強をして資質の向上を図り、政策提案のできるような議会が求められています。

そこで、瑞穂市が誕生して初めての選挙により、新議員による初議会でございます。その初議場でありますので、私は過去の議会人、さらに町長執行者としての過去の経験を生かして、また反省することは反省をしながら、旧来の陋習を打破しながら、真の議会活動のできる、住民が見て変わったなと言われるような議会にして、執行部と議会がまさに両輪のごとく切磋琢磨して、議論に議論を重ねて市民の負託にこたえてまいりたいと考えております。議員諸氏の格別の御理解と御支援をお願い申し上げたいと思います。

そこで、私が議長に当選をさせていただきましたら具体的なことを、せっかくの席でございますので、申し述べさせていただきます。

いわゆる皆さんの税金が公平に使われるよう、議会のチェック機能を高めるとともに、公平かつ民主的な議会運営を最大限に追求してまいりたいと思っております。

議会運営の具体的な内容につきましては、執行部が提出されます議案につきまして住民が見てもわかりやすい、詳細かつ具体的な説明資料を添え、少なくとも議会開催1週間前には議員に配付されるよう、こういったことについてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

また、一般質問についてでございます。一般質問の時間でございますが、私もいろんな市議会を調査させていただきました。ほとんどの地域が少なくとも1時間とっております。このことにつきまして、そういう形でできるようにしたいと思っております。また、一般質問の回数につきましても、1時間であれば、議員必携を私、この間6日にもらいまして読ませていただきました。今、はっきり申し上げまして大きく変わってきておることが掲載をされております。そんなところから、やはり制限内であれば回数3回でなく、些少の回数は認めていくと、こんなことも考えております。また、一般質問の方式につきましても、議員の質問と執行部の答弁がかみ合い議論が深まるような一問一答方式ということも考えていかななくてはならない、このように思っております。

さらに、私はこれまでの瑞穂市議会を1年間見させていただきました。定例議会におきます委員会の開催を1日に1委員会、それには議員も傍聴でき勉強ができる、そういった形で開催をしてもらいたい。議長となれば、こういう形をとらせていただきたいと思っております。

さらにもう一つ、特別委員会の設置についてでございます。瑞穂市につきましては、重要な議題、課題がたくさんございます。ここにおきましても、特別委員会は例えて申し上げますならば、長年この地域は水との闘いでございます。治水対策特別委員会、さらには下水道、下水道は県下の市におきまして一番この瑞穂市がおくれています。下水道整備促進特別委員会、また今環境が問題になっております。岐阜市の産廃の問題、この市内にもそういう箇所が見受けられるように思います。こういった環境対策特別委員会。また教育の施設が、私の聞いておりますところによりますと増設をしないではいけません。こういったことにおきまして、教育施設整備の特別委員会、地域の交通体系の調査特別委員会、もちろん議会だより等々の特別委員会

も設置してまいりたいと思っております。

なぜ私がこんなことを申し上げるかといいますと、実はここに資料をもう一つお渡ししますが、本巢市が2月に誕生いたしまして、常任委員会は四つでございますが、既に特別委員会が10設置されて、真剣に調査・研究をされております。瑞穂市になりまして去年1年間何も特別委員会がなかったわけですが、今申しあげましたそういった特別委員会をぜひとも設置して、皆さんと調査・研究をしてみたい、このように思っております。

そしてもう一つ、議会選出の監査委員につきましては、法的には執行者が選任することもあります。私、これも読ませていただき、また近隣の市町村議会の調査をさせていただきました。約99%のところを選出は議会にゆだねて、議会から推薦してもらって、それを長が選任同意を受ける、こういう形をとっておられます。ぜひとも透明性を高めるならば、市民に対してもこういうふうにやっておると、それが一番いいわけでございます。こういったこともやっていきたいと思っております。

さらにもう一つだけ申し上げます。議会改革検討委員会の設置におきましては、市でございます。私、この必携を見まして、はっきり申しまして政務調査費の問題、議員報酬及びその他議会改革につきましては、十分に調査・研究を行うため議会の改革検討委員会を設置したい、このようなことを思っております。

瑞穂市の初めての選挙で、これからの瑞穂市の元年ではないか。その議会の長を決めるわけですので、皆さんの格別の御理解、そして御支援をいただきますよう、高い席からでございますが、よろしく願いを申し上げまして、私の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

臨時議長（広瀬捨男君） 所信表明、どうもありがとうございました。

具体的な方と簡単に言っていた方、いろいろあるんで、それはそれで結構ですが、何か簡単にこんなことが聞きたいということがありましたら。

〔挙手する者あり〕

臨時議長（広瀬捨男君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、お2人から決意表明、公約のようなことをお聞きしたわけでありませけれども、私はこれで5回目の当選であります。旧穂積町時代を通じて本会議場で議長選挙の候補者が立候補をして、みずからの見解を述べ、それに対して議員が質問をするという形はこれが初めてだと思うんですね。私は、その意味において、非常に開かれた議会の出発として好ましいことであるというふうに思っております。やはり大事なことは、市民が見て、議員がやみの中でやるんじゃなくて、この本会議というのは公開をされた場にありますから、市民の皆さんが傍聴に来られている。その中で正々堂々とみずからの見解を述べて審判を仰ぐという、非常にわかりやすい、見えやすい選挙が行われ始めたというふうに理解をしております。

ので、これからもまたこういうことを続けていただきたいというふうに思うわけであります。

そこで今、堀候補の方は具体的にさまざまな問題について述べておられますので、あえて時間をもったいないのでお聞きしませんが、土屋候補が瑞穂市の活性化の問題を言われたんですけども、もしその具体的な内容として、御自分でお考えのあるところをお聞かせいただければありがたいと思います。

それと一つだけ、議会改革検討委員会について、堀候補はそれを自分が議長になったらやっていくという立場で話されたと思うんですけども、この点については土屋候補はどのようにお考えになっておられるのか、その2点だけちょっとお聞きしておきたいと思います。

臨時議長（広瀬捨男君） 17番 土屋勝義君、簡単をお願いします。

17番（土屋勝義君） 自席で、今のお尋ねにつきまして簡単に申し上げます。

活性化ということを言われました。この件につきましては、当然皆様と考え、先ほども申し上げましたように、執行部等の考え方も聞きながら、この議会の皆様とともに考え、よりよい方向に進んでいきたいと、こんなふうに考えております。

なお、2点目のお尋ねの議会の改革検討委員会につきましても、この検討委員会は以前たしか持っておりました。それが機能しておりましたのがせいぜい半年ぐらいでしたか、そんなふうに記憶しておりますが、あったもので、途中有名無実のような形になってきました。というのは必要でなかったんだろうと、こんなふうにも今になって思います。また、それが必要であるならば皆様と当然考え、その設置も考えていきたいと、こんなふうに思っております。以上、簡単ではございますが、お尋ねにお答えいたしました。

〔挙手する者あり〕

臨時議長（広瀬捨男君） 簡単をお願いします。西岡一成君。

19番（西岡一成君） ありがとうございます。

議会改革検討委員会についてだけ、意見を含めてお聞きしたいんですけども、議会改革検討委員会というのは、今、土屋候補の話では皆さんと諮ってというふうなニュアンスでお答えいただいたんですけども、これは特別委員会ではないんですね。特別委員会ではありませんから、諮るという中身が問題ですけども、議決を経てということではなくて、その議長がみずからやる気であれば、これは皆さんと相談するということはあるんですけども、その結果、これは必要ないというふうになったとしても、議長の私的な諮問機関として具体的に設置することができるわけなんですね。そういう組織なんです。ですから、その点について、土屋候補は自分の考えとしてやる気があるのかないのか、その点についてだけお聞きしておきたいと思います。それだけです。

臨時議長（広瀬捨男君） 17番 土屋勝義君。

17番（土屋勝義君） 重ねての質問にお答えいたします。

当然皆様と相談申し上げると申し上げましたのは、独断で事を運んでいくわけにはいかんと思っております。ならば、皆様に諮るといのがわかっていただけたと思いますが、いわゆる議決云々じゃなくて、これも皆さんに相談申し上げて進めていくこと自体が民主化の原点じゃないかと、こんなふうにも思っておりますので、それをもって回答といたします。

〔挙手する者あり〕

臨時議長（広瀬捨男君） 20番 山田隆義君、簡単にお願いいいたします。

20番（山田隆義君） お2人の方がしっかり議長になった場合の抱負を述べられました、議長になった場合は議会の総括としてどういう決意を持っておられるか、具体的に一部お聞きしたいことが二、三ありますので、お尋ねしたいと思います。

堀候補は具体的に申されましたが、土屋候補におきましては総体的なまとめの形でごあいさつをいただいたようでございますが、二、三お聞きしたいということは、議会の活性化はやるということに尽きるかと思いますが、具体的にお聞きすることは、一般質問、議員必携を見ますと要旨通告でもいいわけでございますけれども、私が穂積町時代に議長をやらせていただいたときには、年4回の唯一の一般質問権があるということで、定例会で一般質問できるわけですが、それを具体的に質問の論点を煮詰めていくということも議会の活性化だと思って、過去30分でしたが、1時間に皆さん方の御了解を得てなると。ところが、瑞穂市になりまして1時間が30分になったということで1年間やられたようでございますが、今度は名実ともに新しく御選任されて議員として出られたわけですから、大きな抱負を持って出られたと思いますし、今度の選挙は過去にない激戦の中で、現職が8人落ちまして新人全員が当選されたということは、市民の審判は厳しいと。言葉は言われなくても、厳しいと私は受けとめておるわけです。議会はしっかり市民の代表としてやってほしいという願いが込められたのではないかなと、私は思っております。

そういう意味におきまして、ただただと一般質問をやるということは思っておりませんが、中身の濃い質問論戦をやって、そして議会と執行部が切磋琢磨して両輪のごとくということは、まさしく問題懸案を、質問論戦を交えてやっていくのも議会としての活性化の両輪だと思うんです。重要な問題だと思うんです。そういう意味におきまして、少なくとも30分ではなくて1時間、できれば一問一答方式で、最大時間は1時間でございますから、ただただとやるわけではございません。10分で置ける方は10分で置いていただければ結構ですが、問題提起をしながら勉強されている方にもしっかりやっていただくために、最大限1時間やっていただきたいと思っております。そういう意味におきまして、議長になった場合にはしっかりまとめて実行していただく決意があるかどうかということが1点。

それともう一つは、議会からの代表の監査委員でございますが、今までは、先ほどお話がありましたように、議員必携では執行部が一応案を出して選任同意を求めることはできるという



ことですが、近年よその市町村におきましても、議会の代表の監査委員は議会ですっきり精査して選んだ人を執行部が選任同意を求めていくというのが全体の流れでございますので、そういう方向ですっきり議長は引率していただけるかどうか、その2点についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

臨時議長（広瀬捨男君） 17番 土屋勝義君、簡単でよろしいからお願いします。

17番（土屋勝義君） 今の山田議員の質問にお答えいたします。

一般質問の件につきましては、質問の中にありましたように1時間の質問、一問一答の形もとったことがありました。それがなぜ30分になったかというところは、これも皆様御存じだろうと思います。といいますのは、要旨をしっかりと踏まえてもらって、そんな質問をしていただければ、本人さんも今だからやることはないんだと言っておられますように、よくよくそれをつかんでいただいて進めていただければ必要はないかと思っておりますが、それが皆様の総意であるならば、当然それも皆様と検討をしながら進めていくのが本意であろうと思っております。一般質問の件につきましてはそのように御回答申し上げます。

なお、監査委員の件につきましては、これも質問の御本人さんが回答も出しておられますが、いわゆる首長にそれなりの権限を持っておられるものが、議会の方としてどうしてそれがとれるのかと。そういう意味においても、当然そういう方向だということは申し上げることはできません、完全にその権利を持っていくことはできんと思っております。その方向の具申なり、申し上げることは議会としてもできると思っておりますが、それも皆様と相談申し上げながら、どの方向に持っていくんだということもきっちり決めながら、はっきりした方向を決めていきたいと、こんなふうに思っておりますので、以上をもって回答といたします。

臨時議長（広瀬捨男君） ありがとうございます。

いろいろ意見もあると思っておりますが、これで打ち切りたいと思っております。

それでは投票による議長選挙ということで、議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（広瀬捨男君） ただいまの出席議員数は20人です。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に安藤由庸君及び篠田徹君を指名いたします。  
投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（広瀬捨男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

臨時議長（広瀬捨男君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

臨時議長（広瀬捨男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載台にて記載の上、仮議席1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

臨時議長（広瀬捨男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行いますので、立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長（広瀬捨男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、土屋勝義君13票、堀孝正君7票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、土屋勝義君が議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（広瀬捨男君） ただいま議長に当選された土屋勝義君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

土屋勝義君は登壇し、ごあいさつをお願いいたします。

〔議長 土屋勝義君登壇〕

議長（土屋勝義君） 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは皆様の信任をいただき、まことにありがとうございました。

さて、隣の北方町におきましては、都市的な立場をいかに発揮され、岐阜市に属することを選択されました。我に返ってみますと、元穂積町、巢南町、この2町は独自の道を歩くことを選択してまいっております。そうである私ども同志につきましては、その方向を十分に見定め、今後一致協力して、住民のためにも切磋琢磨しながらよりよい方向性を明らかにしていきたいと、こんなふうに考えております。今後ぜひ皆様のいろいろな意見を拝聴しながら精いっぱい努力して、よりよい議会であり、また瑞穂市づくりに邁進していきたいと、こんなふうに考えております。まずもって信任いただきました皆様にお礼申し上げ、今後ともよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

臨時議長（広瀬捨男君） これで私の職務は全部終了いたしました。御協力まことにありがとうございました。

土屋勝義議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長 広瀬捨男君降壇〕

〔議長 土屋勝義君議長席に着席〕

議長（土屋勝義君） これより私が議長の職務を務めさせていただきます。

何とぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時33分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 議席の指定

議長（土屋勝義君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

議長（土屋勝義君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、若園五郎君及び広瀬時男君を指名します。

---

#### 日程第3 会期の決定

議長（土屋勝義君） 日程第3、会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

---

#### 日程第4 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第4、諸般の報告を行います。

前議長から事務の引き継ぎを受けましたので、私がかかわって報告いたします。

まず1点目は、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により受けております。検査は2月分から3月分までが実施され、

現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して2点目ですが、監査委員から、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により受けております。監査は4月23日に財政課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

3点目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果について報告します。3月29日、同組合の平成16年第1回定例会が開催されました。会議の結果は、歳入歳出予算の総額を1億1,935万6,000円とする平成16年度当初予算を原案のとおり可決し、松野瑞穂市長を監査委員に選任するに当たり、同意を求める議案に同意しました。

4点目は、第87回東海市議会議長会定期総会の報告です。総会は岐阜市で4月22日に開催され、吉本前議長、澤井前副議長、豊田事務局長の3人が出席しました。瑞穂市としてこの東海市議会議長会に参加するのは初めてのことなので、昨年5月以降に市となった田原市、いなべ市、本巣市など9市とともに壇上で紹介され、吉本前議長が代表してあいさつをされました。会議は会務報告の後、決算認定議案、予算案など計13議案が提出され、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

以上の報告については、資料が事務局に保管してありますので、ごらんいただき、議会活動の参考にしてください。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5 副議長の選挙

議長（土屋勝義君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時41分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に熊谷祐子君及び松野藤四郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 19番。

19番（西岡一成君） 私は、先ほどの議長選挙では市民から見て選挙というものがわかりやすいように、議会の中の議員だけがわかるような形の選挙ではだめだということで先ほどの議長の選挙の形態がとられたと思うんです。そういうふうに私は理解しておるんですね。ですから、今回の副議長選挙につきましても、そんなにたくさんの時間がかかるわけじゃありませんから、きちっと立候補表明をしていただいて、その方の御見解を伺って1票を投ずるという形にさせていただきたいと思います。以上です。

議長（土屋勝義君） 異議がありますので、起立によって採決します。

副議長の選挙は投票で行いたいと思います。賛成の諸君の起立を求めます。

〔発言する者あり〕

議長（土屋勝義君） 副議長の選挙は直ちに投票で行います。賛成の諸君の起立を求めます。

〔発言する者あり〕

議長（土屋勝義君） 異議がありますので、副議長の選挙の立候補制を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 確認ができませんので、いま一度起立を願います。

〔発言する者あり〕

議長（土屋勝義君） 議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時54分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の選挙に当たり、副議長に立候補される方の挙手を求めます。

〔立候補者挙手〕

議長（土屋勝義君） 立候補される方が2名おられますので、それぞれ所信表明をしていただきたいと思いますが、所信表明する順序をくじによって定めたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。

まず、くじを引く順序を定めるくじを引いていただき、次に所信表明をする順序を定めるくじを引いていただきます。

それでは、立候補された方は壇上のくじを引いてください。ちなみに1番くじを引かれた方が優先とします。

くじを引く順序を定めるくじを引いてください。

〔立候補者くじ引き〕

議長（土屋勝義君） 星川君が1番、広瀬捨男君が2番でした。

星川君が1番くじを引かれたので、星川君から所信表明を行う順序を定めるくじを引いてください。

〔立候補者くじ引き〕

議長（土屋勝義君） 星川君が1番、広瀬捨男君が2番でしたので、星川君から所信表明を行っていただきます。

15番 星川君。

15番（星川睦枝君） 15番 星川睦枝でございます。

今回、副議長の就任に立候補いたしました。もとより未熟ではございますけれども、私はこれまでの勉強してまいりましたことを生かし、市民の皆様の安心して暮らせるまちづくり、また市政発展に協力をし、議長を補佐し、支えていきたいと思っております。どうか皆様方の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（土屋勝義君） 続きまして、14番 広瀬捨男君の表明をいただきます。

広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 副議長の立候補の所信を述べさせていただきます。

先ほど土屋勝義議長が決まりましたわけですが、議長の補佐役ということでいろんな思いはありますが、やはり議長の補佐役ということでございますので、私はその議長の立候補の所信表明の中で印象に残りましたのが、執行部と切磋琢磨して議会はやっていきたいと、瑞穂市の発展のために努力していきたいと、皆さんともいろいろ御意見を聞きながらというすばらしいこともございました。その中には少数意見もあり、大きな意見もあると思います。その辺のところを議長の補佐役として、また調整役として、いろいろと議会改革を含めて、瑞穂市になって本当によかったと言えるような市にしていきたいと思っておりますので、ぜひ副議長に当選させていただくよう皆さんの御支持を得ますことをよろしく願いいたしまして、極めて簡潔ですが、ごあいさつとさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に熊谷祐子君及び松野藤四郎君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

議長（土屋勝義君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

議長（土屋勝義君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載台にて記載の上、1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

議長（土屋勝義君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（土屋勝義君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、星川睦枝君12票、広瀬捨男君8票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、星川睦枝君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（土屋勝義君） ただいま副議長に当選されました星川睦枝君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

星川睦枝君は登壇し、ごあいさつを願います。

〔副議長 星川睦枝君登壇〕

副議長（星川睦枝君） 副議長就任に対しまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいまは、皆様方の御協力と御支援をいただきまして、副議長に就任させていただきました。ありがとうございました。

先ほど私、所信表明にも述べましたように、もとより未熟ではございますが、これまで勉強してきたことを基本とし、生かしてまいりたいと思います。皆様の安心して暮らせるまちづく

り、そしてまた市政発展に努力をし、議長の補佐とし、円滑な議会運営と活動に尽くしてまいりたいと思っております。それには皆様方の御協力なくしてはできませんので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

---

#### 日程第6 常任委員の選任

議長（土屋勝義君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後0時19分

再開 午後2時34分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務委員会に山田隆義君、藤橋礼治君、小寺徹君、広瀬時男君、若園五朗君の以上5人に決定いたします。

続きまして、産業建設委員会に属する委員を申し上げます。小川勝範君、浅野楔雄君、熊谷祐子君、篠田徹君、土屋勝義君。

続きまして厚生委員会、西岡一成君、棚瀬悦宏君、広瀬捨男君、山本訓男君、星川睦枝君、以上5人を厚生委員会。

続きまして、文教常任委員のお名前を申し上げます。澤井幸一君、桜木ゆう子君、堀孝正君、松野藤四郎君、安藤由庸君の以上5人を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

総務委員会は議員会議室、産業建設委員会は正副議長室、厚生委員会は議員控え室、文教委員会は第1会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後3時04分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。



総務委員会委員長、藤橋礼治君、副委員長、若園五朗君。  
産業建設委員会委員長、小川勝範君、副委員長、浅野楔雄君。  
厚生委員会委員長、棚瀬悦宏君、副委員長、広瀬捨男君。  
文教委員会委員長、桜木ゆう子君、副委員長、松野藤四郎君。  
以上のとおりです。

---

#### 日程第7 議会運営委員の選任

議長（土屋勝義君） 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時21分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、藤橋礼治君、棚瀬悦宏君、小川勝範君、小寺徹君、澤井幸一君の以上5人を指名いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

議会運営委員は正副議長室に参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時39分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長に澤井幸一君、副委員長に小寺徹君が決定いたしましたので、御報告いたします。

---

#### 日程第8 承認第3号から日程第17 議案第40号までについて（提案説明）

議長（土屋勝義君） 日程第8、承認第3号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についての専決処分についてから日程第17、議案第40号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成16年第1回瑞穂市議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には出席をいただき、ありがとうございます。

4月の瑞穂市最初の市議会議員選挙において、市民の負託を受けられた議員の皆様の瑞穂市に対する思いは選挙公報等において拝見させていただいております。今後、種々の機会をとらえて、瑞穂市はどのようなまちを目標とすべきか、十分な意見の交換をさせていただき、大きく変わりつつある社会の中でも、魅力ある光輝く瑞穂市の創造に努めてまいりたいと思います。御指導のほどよろしく願いいたします。

さて、本議会に提出し、御審議をお願いする案件は、専決処分の承認を求めるもの6件、人事に関するもの1件、条例の制定、改正に関するもの3件の10件であります。以下、各案件について概要を説明させていただきます。

承認第3号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についての専決処分については、印鑑登録における事故を防止するため、印鑑登録において申請者及びその代理人の本人確認を強化する改正であり、保険者証等市長が適当と認める書類の提出を求めるほか、必要に応じて口頭で質問を行うことができるよう条例の一部改正を専決処分したものであります。

承認第4号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分については、学校嘱託医師等の報酬額を改定するもので、医師会との交渉がまとまり、早速事業を実施する必要から条例の改正を専決したものであります。報酬額は現行の額に0.9を乗じた額に減額改定し、保育所、幼稚園、学校嘱託医が園児、生徒1人当たり「1,100円」を「990円」に、保育所、幼稚園、学校嘱託歯科医が1人当たり年額「650円」を「585円」に、保育所、幼稚園、学校嘱託眼科、耳鼻科医が1人当たり年額「600円」を「540円」に改めるものであります。

承認第5号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分については、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の公布等がされ、この施行日が平成16年4月1日であるため、市条例の関係部分の改正を専決処分したものであります。

承認第6号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分については、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正等がされ、この施行日が平成16年4月1日であるため、市条例の関係部分の改正を専決したものであります。

承認第7号農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例の一部を

改正する条例についての専決処分については、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の一部が改正され、その施行日が平成16年4月1日であるため、市条例の関係部分の改正を専決処分したものであります。

承認第8号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分については、平成16年3月の岐阜県議会における福祉医療費助成事業補助金交付に関する議決を受けて、幼児の入院に係る医療費助成に関して5歳誕生月の末日までから就学前までに延長するため、条例の一部改正を専決処分したものであります。

議案第37号瑞穂市監査委員の選任については、議員のうちから選任する監査委員として山本訓男議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第38号瑞穂市行政改革推進委員会設置条例については、社会経済情勢の変化に対応した効率的な市政を推進するため、行政改革に関する重要事項を調査及び審議する委員会を設けたく、設置条例を制定するものであります。

議案第39号瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例については、部及び室の担当事務について事務分掌の見直しを行い、市条例の関係部分の改正を行うもので、変更箇所は人事関係事務を総務部総務課より市長公室秘書広報課への移管であります。

議案第40号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、瑞穂市行政改革推進委員会を設置するに当たり、行政改革推進委員会委員の報酬及び費用弁償を定めるものであります。

以上、各議案について説明させていただきました。よろしく御審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議長（土屋勝義君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時49分

再開 午後4時48分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後4時48分

再開 午後5時15分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっている議案は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっている議案は委員会付託を省略することに決定しました。

---

日程第8 承認第3号から日程第17 議案第40号までについて（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 承認第3号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを採決いたします。

承認第3号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、承認第3号は承認されました。

承認第4号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを採決いたします。

承認第4号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、承認第4号は承認されました。

承認第5号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、国が税財源の移譲というものを一方では徹底的に絞りながら、1から11までの説明資料を読ませていただきますと、勤労国民からその非課税枠を1万円下げたり、本当にわずかな金額をやりながら税金を絞り上げようと、そういうふうなことなんです。均等割の税額にいたしましても、先ほどの執行部のお話ですと1,824万円の増税になるわけがあります。冒頭申し上げたとおり、全く地方分権を語りながら、税財源の移譲には無神経な国のやり方に対して断固として私は反対をするものであります。だからといって、ここで国でひっくり返るわけではありませんけれども、そういう住民の立場から反対の意思を表明しておきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） これで討論を終わります。

これから承認第5号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを採決します。

承認第5号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、承認第5号は承認されました。

承認第6号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の

一部を改正する条例についての専決処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 反対ということではないんでありますけれども、発言をこの反対の場で行いたいと思うんですけれども、率直に申し上げまして、この6号議案、それから次の7号につきましては、内容についてあまり理解をいたしておりません。例えば1億円がなぜ9億円になるのか、その根拠ですね。あるいは7号議案でいえば、農村地域の工業の規模がどの程度なのか、資本金がどの程度とか、そういうことについての基本的な知識というものがまるっきり私には今ございません。ですからその態度表明を、議案書をもって今少し説明をされて直ちに行えと言われましても、それほど私は能力がありませんので、この件については保留をさせていただきます。

議長（土屋勝義君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） これで討論を終わります。

これから承認第6号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを採決します。

承認第6号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、承認第6号は承認されました。

承認第7号農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第7号農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを採決します。

承認第7号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、承認第7号は承認されました。

承認第8号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） はい。

11番（小寺 徹君） 先ほど3月の議会の中でもこの問題が論議されて、県議会で通れば瑞穂市も即実施をするということで提案されておるとおもいます。それともう一つ、市長冒頭のきょうの提案説明の中で、要するに初めての議会議員選挙があったと。議会議員選挙の中での各議員の公報もよく見たと。今後それを参照しながら、議会運営にも当たっていきたいというような発言をされております。私も選挙の公約の中では、この乳幼児医療の問題については小学校就学前までぜひ無料にすべきだという公約を掲げました。また、大部分の方がそういう公約も掲げて、選挙を訴えられて当選されております。そういうような状況を見て、今後当面小学校入学まで早く実施をしてほしいんですが、市長はそういう気があるのかどうか、お伺いしたいとおもいます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお尋ねは、この基準以上の上乘せをやる意思があるかというお尋ねかとおもいますが、私自身として思っておりますことは、こういう施策というのは、いつも申し上げておりますように、広域で対応すべき問題だというふうに思っております。ですから、前にもいろいろと議会でその都度議論がございましたけれども、全体の状況を見ながらということも申し上げております。周辺の町においては、まだそこまでの全体のレベルというものは行っていないという状況から見て、やはりその辺のバランスを考えながらこの範囲というものは考えていきたいと、このように考えております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第8号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを採決します。

承認第8号を承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、承認第8号は承認されました。

議案第37号瑞穂市監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、山本訓男君の退場を求めます。

〔13番 山本訓男君退場〕

議長（土屋勝義君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 先ほど全協の席でも申し上げましたとおり、議会選出の監査委員であるということは一体どういう意味があるのかと、この点をお聞きしたいんであります。議会を代表する監査委員が議会選出の監査委員ではないかということでありまして。ということは、議会の意見をよく尊重して決めるべきでありますけれども、本日議長が決まる前に既に市長の方では具体的に監査委員の選任を決められておったと。これが現実だと思っておりますけれども、もっと議会という代表機関を尊重していただきたいわけでありまして。先ほどの話ですと、私の客観的な考え方でやっているとか、法にのっとってやっているというふうなお話がありましたけれども、私に言わせればそれは正に開き直りであるというふうに言わざるを得ません。議長が決まってから、その議長のもとで議会をよく議論をして、選出した監査委員を待って初めて市長の方で具体的に提案をしていくということが議会選出の監査委員を選ぶ意味ではないかというふうに思うわけなんですけれども、今後のこともありますので、ぜひ市長の考え方について再度本会議の場でお聞きしておきたいと思うわけでありまして。私は、議会改革に真っ向から立ち向かうような市長の態度ではないのかというふうに思っておりますので、よろしく答弁の



ほどお願いをしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私は、監査委員の選任につきまして定められたルールどおりに進めておるわけでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 議会の代表の監査委員、確かに法律に沿ってやられておるから何をやってもいいと。議会の権威を剥奪とまでは言わないにしても、世論から見た場合、それに等しいようなお考えではないかと思うんです。そこまでして、時代の流れに沿っておればいいんですよ。時代の流れにも沿っていない。各市町村では、堀前巢南町長が言われたように、時代の流れは99%、議会の代表の監査委員はたとえ法律があろうとも議会に一からゆだねて、議会でしっかりした人を選んでほしいと。むしろしっかりした人を選んでほしいというのが行政のトップであろうと思うんですよ。市民からの信頼をしっかり回復し、初めて税金の滞納問題も前向きで対応できるし、かつまた瑞穂市の活性化のために市民の協力があって行政がつながると市長がいつも言うておられますが、こういう形で進めていく。市長においては将来万が一、事故がなければいいんですけれども、事故があった場合はどう責任をとっていかれるのか、私は感慨深いものがあります。なぜそこまでして法律をてこにして言われるのか、その根拠、心中をお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 先ほどの西岡議員にお答えしたとおりでございます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今の市長の答弁を聞いておりました、全くもってかたくなそのものがあります。驚いております。やはり議会という機関を大事にする。松野市長を支持するグループともし話し合ったとしても、あるいはそういう人たちと話し合ってもこれは私的談合なんです。私が申し上げておるのは、議長が決まった段階で議会という機関として決めた監査委員についてどうするかと。こういう手続を大事にさせていただくのが、議会選出の監査委員を選ぶ具

体的な中身ではないのかというふうに思うわけであります。先ほども申し上げましたけれども、正に議会というものに対する軽視だと。松野市長を一生懸命選挙で応援されようが、されなかるうが、そんなことは関係ないと思うんです。議長選挙でも申し上げたとおり、市民の目線から見てどうなのか。ただ形式的な法にのっとっている、彼はそれでいいんだと開き直る。だったら、その他の自治体ではそういう方法をとっていないでしょう。なぜとっていないんですか、そのことを考えたことがおありですか、私はこういうことを申し上げたいわけです。ですから、結論として言えば、本当は山本さんに個人的な恨みも何にもありません。個人的な批判をするつもりはありませんが、市長の今の態度を2回繰り返されたのを聞いて、私は反対する気になった。それまでは賛成をすると。本当の話ですよ。これからのことを踏まえて、先ほど申し上げたとおり、改善をしていただきたいという気持ちがあつた態度でちょっと硬化してしまった。反対です。

議長（土屋勝義君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 16番 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 賛成の論を述べさせていただきたいと思います。

西岡議員の反対討論に対してでございますが、どちらにしてもお二方、この議会の中で反対というように手を挙げていらっしゃったんですが、まず本当に一番そういう議会改革の中でずっと西岡議員とやってきた仲間なんです。そういう中で、特に気になったことがあるんですね。要は市長の行政姿勢、すべての姿勢に何でもいいで突っかかっていくという、その姿勢が市民の声だから姿勢が悪い悪いということになってくると、すべてやられることが気になられると思うんですね。それで反対だということと、それから山田議員におきましても、本当は議会の中でも法にのっとっておれば4年やれるという議長。そうすると議会って何だったろうかという、申し合わせでいろんなことを話ししたところが1期2年、3年とやられたと。こういうことなんですよ。

議会を尊重するということは、我々の中で信頼がない議会であったという。そういう信頼のもとである議会であったなら、これは市長もその行政姿勢で、気楽に議会にお任せするということになるのではなからうかと思うんです。それだけ突っかかかって論がなってくると、市民の声としては、あの市長は悪いぞと、あれは悪いぞということで、すべてがそういう姿になってくるようなかたくなな言葉になってくると思うんです。よく話してみるとそうじゃないんです。やはり議会の皆さんの声を聞いていくというのが当然じゃなからうかと思うんです。

それと監査委員というのは、まず議会のどなたがやられてもいいという根底が我々になけにやいかんと思っておるんで、その根底が崩れたら、あんなことを言いよつたであの議員に反対してやると、2人反対したと。そういうことではなからうと。やっぱり議員同士の信頼を持っ

て議会が成り立つと思っておりますので、賛成をこの場はしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 20番 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 私は、なぜ監査委員のことについてこれほどまでに申し上げるかと。私は今回この4年間は、最古参になりましたので、皆さんの活動をしっかり見詰めて、議会の活性化をしっかりとやっていただきたいという側面から見届けて、前面に出ることは一切避けるつもりで出てきました。しかし、直すことは直さないかと。両輪のごとく切磋琢磨してと言葉は言われるけれども、言葉だけではだめなんですよ。市民の貴重な税金を使って、それも1億や2億じゃないんですよ。一生懸命働いた税金を使って、地域の活性化、繁栄のために尽くしていくのが、行政と議会がしっかり協議し、かつまた時には離反し、かつまた手を結び、切磋琢磨するのはそういうことなんですよ。そのキーポイントが議長であり、監査委員なんですよ。

議長のことを先ほど棚瀬悦宏議員が言われましたが、私は穂積町時代に議長をやらせていただきました。初年度にやりました。慣例もあるということも聞いております。かつまた法律には4年と。4年やってもいい、いつやめてもいい、そういうことになっておると承知しておるんですよ。しかし、この山田は慣例に従わずに、法をてこにやっていってしまったとおっしゃられますが、法律は慣例を優先するんですね。そういうことを私は松野市長から教えていただきました。

と申し上げますのは、前に私が議長時代に松野周一議員が監査委員をやっておられましたが、1年たちましたので、監査委員の辞職願が出ておりました、そうしたら、その当時、松野町長でございましたが、議長、松野監査委員から辞職願が出ておるんで監査委員を、この中にお見えになりますけれども、お2人の名前が出ました。お2人の中で選ぼうと思うがどうやろうとおっしゃられたんですよ。私はそこでお2人は立派な人ですよと。しかし、今現在、議長のもとで議会改革検討委員会をしっかりとっております。議会の権能を高めるためしっかりとありますと。その中の重要な事項であるので、お2人は立派だけれども、議会の中でしっかり議論を交わしていくためにもちょっとしばらく考えさせてもらえんדרらうかと保留にしました。そうしたら、二、三日後に続投でいくというお言葉がありました。続投というのはどういう意味ですかと聞きました。そうしたら、何も法に違反しておらへんのでと、法律どおりやでのと。それはそうですなと。そうしたら監査委員、明晰堪能な町長がおっしゃられれば、議長も法律は議員の任期によるという任期があるわけですから、私も法律に沿ってやれば法を違反しておらへんでいいのと。私は議会改革をしっかりとやりたいので、市長もそういうことをおっしゃら

れるならば、私も議会と議長と町長が同格で両輪だからそれはいいですなということで、あんたが言ったら僕は申し上げておるんですよ。そんなことを言う気はなかったんですよ。

だから、私は今回の場合、市長から出された議案、何にもごちゃごちゃ言う気はないんですけども、先ほど申しましたように開発公社事件があったときに、その問題が強く印象に残っておるんですよ。まだその問題の後遺症が全部解決していないと思うんですよ。だからゆえに、その当時の市民には何を言われたかと。おまはんたらも責任があるなとどれだけ言われたかわからんよ。それは責任はありますよ。あるから黙ってもらわんならんな。だから、そういう二の舞を、新市になった以上あってはならないので、議会の代表の監査委員は20人の中でしっかり議論を交わして監査にふさわしい人、議長にふさわしい人と監査にふさわしい人とおのずから違うと思うんですが、ふさわしい人を出したいんだと。また、うちが特別に突出しておるわけじゃないんですよ。堀巢南前町長も言われたように、近隣市町村は99%、100%近く、その議会の代表監査委員は、議会ですっかり慎重に審議してその人を出してくれと。その人をうちの方は選任同意を求めるからと。みんなやっているんですよ。

特に穂積町はいわゆる疑惑が市民の中では、なければいいですよ、あちこちで聞くんですよ。あんたら疑惑、疑惑って何が疑惑やなって私が聞くんやて。もっと具体的に言ってもらわな困るんじゃないかと。市長は一生懸命やっござるがなと。いや、おまえら知らんだけやと。おまえらばおとしておるでやと、私はよく言われた。だから、胸を膨らませて瑞穂市になって、8人の新人の議員さんが当選された。だからゆえに私は皆さんの前に出るんじゃなくて下になって、新しい議員さんがしっかり活動してもらえるような場をつくって4年間見届けていくというのが私の使命だと思って、僕は出るのには差し控えております。それから今回役員も一切やる気を出てきておりません。そういう意味において大事な監査委員の選任ですから、私は物を申し上げておるのであって、その辺も御理解をしていただきたかったんですが、何度お尋ねしても法にのっとってやっておるでなというお答えだけで、それ以上のことは言われません。だから、そういう中での選任同意の議案については賛成したいんですけど、賛成はしかねるということで反対討論にさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これから議案第37号瑞穂市監査委員の選任について採決をします。

監査委員に山本訓男君を選任することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。監査委員に山本訓男君を選任することは同意されました。

山本訓男君の入場を許します。

〔13番 山本訓男君入場・着席〕

議長（土屋勝義君） 監査委員に山本訓男君を選任することが同意されましたので、議案第37号瑞穂市監査委員の選任については同意されました。

議案第38号瑞穂市行政改革推進委員会設置条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号瑞穂市行政改革推進委員会設置条例についてを採決いたします。

議案第38号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第38号は可決されました。

議案第39号瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 市長公室へ人事を移すという問題については、具体的にどういうふうな議論を経てこういう結果が出されたのか、その議論のプロセスについてお聞きしておきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 総務部長 関谷 巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問の議論のプロセスということでございますけれども、事務の効率化を図るということで、現在の総務課で担当しております人事を市長公室へ移管させるということで、事務の効率化を図るという目的でございます。その議論があったということでございます。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 一成君。

19番（西岡一成君） 今、答弁いただいたんですが、さっぱりよくわからないわけなんです。なぜこの人事を市長公室に持っていったのか、どこでどういう議論をされたのか、こういうことを具体的に聞いておるわけなんです。ですから、今の話の中にはあまり具体的な話というのはなかったような気がするんですけども、どうなんでしょうか。今の答弁以外にもっと詳細に、市長の見解を求めたいんですけども、この機構を変えたことについて。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 御存じのように、人事権というのは私が持っております。それで職員の各ポジションへの配置、それから昇給・昇格については、ある程度の一つの基準は当然使いながらやっておりますけれども、最終的な決定権は私が持っておるということでございまして、そのあたりの事務処理をしていきますのに、私の直属のポジションで事務処理をさせた方が効率がよいということを判断しております。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。初めての質問でありますので、ふなれではございますが、よろしく願いいたします。

まず1点お聞きしたいのは、市長公室の方なんですけれども、こちらに担当人員が何名ぐらい見えるか、また総務の方に何名ぐらい見えるか。それで、事務の効率化ということであるんですけども、人事にかかわっては、先ほどの市長の答弁にもありましたように、給与等いろんなことがかかわってくるかと思うんですけども、それに人事案件だけを市長公室の方に譲りして、服務規程、あるいは給与等は総務部で携わっておるということになると、権限の二極分化というようなことでかえって繁雑になるような気がするんですけども、いかがお考えか、答弁よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 総務部長 関谷 巖君。

総務部長（関谷 巖君） 先ほども申し上げましたように、人事案件と給与関係の事務はリンクしておるというふうに申し上げました。そのとおりでございます。先ほど市長からお話ございましたように、人事権は市長が任命権者として権利を持ってみえるわけでございますけれども、この人事案件だけをそちらへということは、私の方が大変事務が多忙で、今職員が1名で対応しておったわけでございます。その人事の関係と、そしてまた給与の関係を1人で担当しておったということでございますので、この中の人事の関係の部分だけを配慮いただいたというふうに解釈をいたしております。

現在総務課は8人で担当をいたしております。そのうち給与関係は1名ということござい

ましたけれども、今度は給与関係だけに専念するというごさいますし、市長公室の秘書広報課で人事を担当いたしますので、5名というごさいます。以上です。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 2番 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 今回の答弁によりますと、総務課8名のうち1名でやってみえる。公室の方は5名のうちまた何名かで携われるということであるんですけども、ややもすれば総務課の方、いろんな案件、項、25項目ありまして、いろんな部分ではあろうかと思うんですけども、であればほかの部分で他部署にお任せするとか、そういうことができないもんかというのがまず1点思いますことと、それと市長公室という課ですね。政策推進課、秘書広報課、ここになぜ人事案件が行くのか、全くもって理解できません。もし話をされたのであれば、ほかの業務を移管する等であって、なぜこれが市長公室へ行くのか、本当に私には理解ができません。重ねて御質問いたします。答弁よろしくお願ひいたします。

議長（土屋勝義君） 総務部長 関谷 巖君。

総務部長（関谷 巖君） 他部署の方へ事務を移管することができないかということで、同じ総務課の中でということごさいますか。総務課の中でほかの人員にということごさいますか。

2番（篠田 徹君） というのは、ほかの項目もあるじゃないですか。例えば14項の瑞穂市役所の清掃等々というところがあるんですけども、これを市民部に持っていくとか、あるいは電算システムの企画、調整で、この辺も秘書広報課の報道機関との連絡調整等々という部分で、ほかの業務でも関連するような業務はいっぱいあるような気がするんです。

総務部長（関谷 巖君） 先ほども申し上げましたように、これまでは人事と給与がリンクしておるといふに申し上げましたけれども、その関係を一部分だけほかへ持っていくということは不可能です。その一部です。人事案件の中の人事の一部だけをほかへ持っていくということは不可能ごさいますので、人事の関係なら人事の関係すべてということ……。

〔発言する者あり〕

総務部長（関谷 巖君） 失礼いたしました。ちょっと理解できなかったんですけども、今の総務課で担当しておる部分をほかの部署へ移管させるということは考えておりません。協議もしなかったということごさいます。

そして、なぜ秘書広報課へ人事だけを持っていったかという御質問でありますけれども、これは先ほど市長の直属の部ということで、そちらへ移管をしたということごさいます。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 11番 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 11番、小寺です。議案第39号瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

人事案件は、普通どこの自治体でも会社でも総務部がやっておるのが常識じゃないかと思います。今回の改正で効率的にやりたいと、市長の直属の課でやるのが非常に効率的じゃないかという市長の答弁がございました。人事案件というのは、私は公平にやるというのが大事だと思うんですね。そういう点では、市長の直属の部でなくて、市長に対してもいろいろ公平にやるために意見を具申する。そしてバランスを調整しなからやっていくということが必要だと思うんですね。そうすると、市長の直属の部ではどうしても市長の考えが先行した人事になっていくということで、調整、さらに具申をしながらいろいろ論議をしていくという場がなくなるということを思いますので、そういう点では現在の総務部でやっていくということで、改正の必要はないという立場から反対をいたします。

議長（土屋勝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 先ほど篠田議員も発言がありましたように、市長公室そのものの役割、存在というものがどこにあるのか、このこととの関連で今回の議案を考えていかなきゃいけないと思うんですね。私は率直に申し上げて、市長公室そのものがいかなる仕事をするところかよくわからない。いまだによくわかりません。それはいずれにいたしましても、職場の一線で働くのは職員であり、だとすれば仕事の変更、あるいは組織を変える、このような問題についてはそこで働く職員の声を十分に酌み取る、このことが一番大事なことだと。結果的に市長の方針と職員の方針が一致することはあるでしょう。だから、聞かなくていいという問題ではない。人事権は私にあります、百も承知なんです。そんなことわかっています。けれども、そういう答弁というものが、先ほどの議会選出の監査委員の例でいえば、法にのっとっているから、こういう言葉と同様の開き直りであるというふうに私は思っております。ですから、今回のこの問題につきましても、監査委員の先ほどの問題と同様に、市長の姿勢そのものにやはり問題がある。もっと民主的に心を開いて、プロセスを大事にするようにしていただきたい。そういう意味におきまして反対をしておきたいと思います。



議長（土屋勝義君） 次に、賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

議案第39号を可決とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第39号は可決されました。

議案第40号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第40号を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第40号は可決されました。

---

#### 日程第18 もとす広域連合議員の選挙について

議長（土屋勝義君） 日程第18、もとす広域連合議員の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後6時11分

再開 午後6時27分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定しました。

もとす広域連合議員に、棚瀬悦宏君、広瀬捨男君、山本訓男君、小川勝範君、若園五朗君、篠田徹君、安藤由庸君、以上 7 人を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方がもとす広域連合議員に当選されました。

ただいまもとす広域連合に当選された方々が議場におられます。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

---

#### 日程第 19 農業委員の推薦について

議長（土屋勝義君） 日程第 19、農業委員の推薦を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 6 時 29 分

再開 午後 6 時 41 分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は 20 人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議会推薦の農業委員は 4 人とし、市橋直子さん、高田里美さん、青木千恵子さん、宇野貴久治君、以上の方を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は 4 人とし、市橋直子君、高田里美君、青木千恵子君、宇野貴久治君、以上の方を推薦することに決定いたしました。

ただいま議会運営委員長から、会議規則第 104 条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。この件を急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議すること  
にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の継続調査の件は急  
施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定しました。

---

#### 追加日程第1 議会運営委員会の継続調査の件

議長（土屋勝義君） 追加日程第1、議会運営委員会の継続調査の件を議題にします。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中  
の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

---

#### 閉会の宣告

議長（土屋勝義君） 会議を閉じます。

平成16年第1回瑞穂市議会臨時会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午後6時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年5月11日

瑞穂市議会 臨時議長 広瀬捨男

議長 土屋勝義

議員 若園五朗

議員 広瀬時男